

- 国家版权局 -

国家版权局

目次

- 第一 前回までの要請事項の要旨
- 第二 これまでの経過に対する評価
- 第三 今後の課題

第一 前回までの要請事項の要旨

要請 1

(制度の実効性)

(1) 著作権法の刑事罰の強化

著作権侵害に刑法が適用される場合に、刑法第 217 条(著作権侵害罪)、218 条(権利侵害複製品販売罪)では違法所得金額による制限等が存在しておりますので、これらの要件緩和を求めます。

(2) 法定賠償額の上限撤廃

著作権法第 48 条第 2 項の法定賠償額(侵害額の立証が困難な場合、50 万円以下の賠償)の上限撤廃を求めます。

要請 2

(運用の改善)

(1) 行政当局における連携強化

商標権及び著作権の双方の権利侵害を行っている場合、工商行政管理局、及び公安部の共同摘発などの連携強化を求めます。

(2) 手続きの明確化及び簡素化

侵害者を特定する証拠書類、著作権登録証の提出等の行政処分を実施するための手続きの簡素化を求めます。

(3) 音楽著作権管理団体間の相互管理契約に基づく適正な徴収・分配

演奏、録音使用料の適切な徴収、分配の実施、放送使用料徴収に係る規定の制定を求めます。

(4) 海賊版ソフトウェア撲滅方案の実効性

コンピューターソフトウェア以外のコンテンツに係る著作権侵害の撲滅のためのガイドライン策定を求めます。

(5) 技術的手段の回避装置への取締強化

複製防止の技術的保護手段を回避する装置の製造、販売、輸出、輸入行為を違法行為として明示的に規定するとともに、当該行為を刑事罰の対象とするべく、実施細則の制定を求めます。

第二 これまでの経過に対する評価

(1) 制度の実効性

昨年12月22日に最高人民法院・最高人民検察院から発布された「知的財産権侵害における刑事案件の処理についての具体的な法律運用に関する若干問題の解釈（以下「新司法解釈」という。）」につき、刑事訴追基準が緩和されたことを歓迎します。

(2) 運用の改善について

昨年12月28日に「著作権集体管理条例」が公布されたところであり（本年3月1日施行）、楽曲使用者が使用内容の報告を拒絶した場合や虚偽報告した場合には国家著作権局が、改善是正等の行政指導ができるようになったこと、著作権管理団体間の相互管理契約についても条文に盛り込まれたこと、中国音楽著作権協会（MCSC）の位置づけが明確化されたことについては、国家著作権局の御尽力を歓迎します。

第三 今後の課題

(1) 制度の実効性

民事裁判における法定賠償額上限の適正化

著作権法第48条第2項においては「侵害額の立証が困難な場合は50万元以下の賠償」に限定されていることから、当該法定賠償額の上限撤廃を要望すると共に、それが不可能な場合には損害の回復に適正な額に修正いただくことを要望いたします。また、併せて損害額の立証の容易化についても要望します。

(2) 運用の改善について

他の行政機関との連携及び事件の適切な移送

2004年12月22日施行の「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干の司法解釈」が、各地方機関レベルで周知徹底され、貴局による積極的な刑事告発がなされることを望みます。

また、海賊版販売店においては、著作権のみならず、商標権も侵害するCD、DVDソフトが流通しています。

このため、このような海賊版侵害品については、それぞれの各担当行政機関が協力連携

し、商標権、著作権ともに侵害しているケースについて共同で摘発することを要請します。また、侵害規模が新司法解釈基準を満たしている場合には、公検機関に移送する等の措置をとることを要請します。

更に、権限配分の問題から、行政機関から実際に刑事事件として公検機関に移送されることが非常に少ないと感じておりますので、是非積極的にこれを行っていただきたいと思っております。

音楽著作権管理団体間の相互管理契約に基づく使用料について

）中国音楽著作権協会（MCSC）の管理機能の向上

中国音楽著作権協会（MCSC）の管理機能について、使用料の徴収については改善しているものの、分配については十分に機能しているとは言い難いため、国家著作権局等の行政機関が積極的に人材育成や財政支援を実施することが必要と思われまます。

また、海賊版侵害については2種類あり、1つ目は権利者から権利許諾を得ずに模倣複製している複製権侵害のケース、2つ目はライセンサーが許諾を得た製造数を超えてプレスするオーバープレスのケースがあります。

これらの問題に対処するため、「新聞出版総署、国家著作権局による光ディスク生産工場に監督員を派遣することに関する通知（1995年12月発布・施行）」の中で「光ディスク生産工場所在地の音像複製行政管理機関と著作権局は、本地域における光ディスク生産工場へそれぞれ2名の監督員を派遣し（第1条第1項）、監督員は、光ディスク生産の合法性、光ディスク内容のチェック、生産量等についての検査を行う（第2条）」旨が規定されていますが、より効果的かつ実効性ある取締を実現するため、MCSCによる許諾権に基づく恒常的な監査体制と共に国家著作権局の検査・監督機能を強化し、製造現場をチェックするシステムを構築するよう要望します。

また、JASRACはMCSCと相互管理契約（96年に演奏権、03年に録音権）を締結しており、徴収システムは徐々にできあがりつつありますが、分配については、一部（演奏権使用料）を香港の著作権管理団体に委託して行っており、中国本土の使用実績ではなく、香港の使用実績を元に分配が行われているケースもあります。

このため、中国本土においても実際にどの楽曲が、どこで、何回使用されたか等の実態を把握し、利用実績に基づいて正確な分配を行う本来あるべきシステムを構築するよう要望します。

）放送における楽曲使用料規定の制定

楽曲に係る放送使用料（地上波、ケーブル、衛星、ラジオ放送等）については、著作権法第43条に別途国务院が弁法を規定することとされており、昨年から要望しているところ、これらを踏まえ、現在国家広播電影電視総局との協議・調整が行われ、国家著作権局において「放送組織法定許諾報酬支払規則（仮称）」を策定しているとお聞きしています。

については、国家広播電影電視總局と国家著作権局の協議・調整の結果に係る答申を得るとともに、早期かつ適切な放送使用料規定を策定されることを要望します。

海賊版製造事業者の取締強化

光ディスク（CD,DVD,VCD など）を媒体とする映像、音楽、ゲームなどのソフトウェアの海賊版が中国国内市場において大量に出回っていること、また、これら海賊版を空輸で国外に（アジア諸国、欧州向け等）輸出されている事例も多く発見されています。また、これらの海賊版は中国国内の「合法」なディスク製造工場で作られている可能性もあります。

これらの状況に鑑み、コピー商品に無断使用されている商標部分の商標権侵害による模倣品の取締については、行政当局が積極的かつ迅速に動いており、一部地域の税関当局による海賊版の輸出差止めも行われています。従って、これまでの中国当局の対応は海賊版の流通面において、一定の抑止効果があるものとして感謝申し上げます。しかし、海賊版の撲滅により根幹的な製造業者への取締強化が必要と思われます。

しかし、海賊版製造事業者が「合法」な工場でもある場合、民間企業の調査では製造元を突き止めるのは難しいため、根幹の製造現場にまで捜査が及んでないのが現状です。

したがって、著作権侵害の摘発については、海賊版の源となる製造現場を取り締まることが重要であり、製造元を識別できるような実効性あるシステムの導入或いは制度を創設するとともに全ての合法的なディスク製造工場に対する監視の強化を要望します。

技術的保護手段の保護及び回避装置の取締強化

現在、市販されているコンソールゲーム機器の殆どが著作権保護のため複製等を制限する技術的手段が施されており、これらの技術により、違法コピーまたは海賊版ゲームディスクは正規のゲーム機器で再生することが困難となっています。

しかし、最近では、例えば「Mod チップ」などのこのような技術的保護手段を回避する装置が大量に市場に出回っており、その装置をゲーム機器に装着すれば、違法コピーまたは海賊版ゲームの再生が可能となります。そして、中国市場で販売されている非正規品ゲーム機器のほとんどには、これらの回避装置が装着されていると聞きしています。

この様な状況にも拘らず、著作権法上これら回避装置を販売・提供する行為が違法であると明示されていないため、刑事摘発や販売差止、損害賠償などの法的措置を講じるのが困難となっています。

したがって、このような技術的手段の回避装置の製造・販売・輸出・輸入行為を実施している個人または事業者に対する取締を強化するため、技術的保護手段の回避装置の製造・販売・輸出・輸入行為の禁止を明示的に規定するとともに、当該行為を刑事罰の対象とするための制度整備、実施細則或いはガイドラインの策定を要望します。

ネットワーク上における違法アップロード等に対する警告の容易化

現在、インターネット上での著作権侵害、例えば違法コンテンツのアップロード或いは、海賊版コンテンツのネットオークションなどが氾濫しているとお聞きしており、この場合、権利者がインターネットサービスプロバイダー（ISP）に警告を出す際に、身分証明、著作権権利証明及び権利侵害状況証明が必要とされ、これらを提出できない場合は、警告を提出していない、または請求を提出していないとみなす（最高人民法院のコンピュータネットワーク上の著作権紛争事件の審理における法律の適用についての若干の問題に関する解釈（2003年12月23日改正））と定められています。

このため、ネットワーク上の著作権侵害はその被害が瞬時・広範囲に及ぶ恐れがあることから、一律に「提出されていない」とみなすのではなく、違法行為を停止させるための仕組み、手続きをもっと簡素化することを要望します。

以上

中国国家著作権局への協力

中国国家版權局御中

海賊版対策における日・中協力について

2005年4月
国際知的財産保護フォーラム
第1プロジェクト 宗国 旨英

拝啓 新春の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

さて、IIPPF(国際知的財産保護フォーラム)では、これまで2002年12月、2004年5月に2度のミッションを派遣し、貴局を訪問させていただきましたところ、貴国における著作権保護制度の強化につきまして大変有意義なお話の機会を持つことが出来ました。その後の貴国における法的環境の整備は目覚しく、本年は貴国のこうした進展を踏まえまして、法制度の運用・執行のさらなる強化のために、私共がご支援・ご協力できる事項につきましても、貴局との連携を深めつつ、積極的に意見交換をさせていただきたく考えております。

については以下の内容をご提案するとともに、今回の面会において是非本件について意見交換したく考えておりますのでよろしくお願いいたします。

敬具

1. 協調と支援の具体内容

著作権普及ワークショップ

著作権についての知識の普及及びアジア向け著作権ハンドブック "Asian Copyright Handbook" 中国語版作成を目的としたワークショップを実施する。

主催：ACCU (ユネスコ・アジア文化センター)

実施時期：2005年9月(予定)

ASEAN + 3 著作権セミナー

文化庁主催で毎年実施している「ASEAN + 3 著作権セミナー」に国家版權局職員を招聘するとともに、官民合同のカンファレンスを実施する。

主催：文化庁、コンテンツ海外流通促進機構

実施時期：2006年3月

著作権管理事業者に対する各種支援策の実施

JASRAC が MCSC の要請に応じて実施している職員研修をはじめ、MCSC の管理機能拡充のための各種支援策を実施する。

実施主体：JASRAC

実施時期：未定

エンフォースメントに向けた情報提供支援

当局関係者によるエンフォースメントの効率化に資するため、トレーニングセミナー開催や権利者情報提供等を通じて側面支援を行う。

実施主体：JETRO、コンテンツ海外流通促進機構

実施時期：未定

2．上記計画を推進するにあたっての貴機関の窓口を設定していただきたい。
4月の訪中時にご教授下さい。I I P P F 側の窓口は、

日本知的財産協会 事務局長 土井 英男

Tel : 03-5205-3432、Fax:03-5205-3391 E-mail: doi@jipa.or.jp

中国国際貿易促進委員会 専利商標事務所 傅 存民

Tel : 66046032、 Fax:66413211 E-mail: fucm@ccpit-patent.com.cn

となります。

以上